

平成22年4月20日

松阪記者クラブ 様

担当者：明和町産業課 中谷、竹内、中井

連絡先 電話：0596 - 52 - 7118

FAX：0596 - 52 - 7136

発表事項 新規就農者等に対する農機具無償貸出し支援について

内 容 町内の担い手の高齢化の進展その他農業を取り巻く環境変化に伴い、農業を担うべき者の確保が重要であることから、新規就農者への支援を講ずることにより、就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的とし、新規就農者等へ農機具を無償で貸し出しをいたします。

経 過 町内に事務所を置く下記の業者より、新しい担い手の育成の支援の一助になればと無償で農機具を貸し出ししたいと申し出がありました。

町としても重要な課題であり、取り組むべき内容であることから、ありがたく申し出を受諾し、新規就農者等に対する農機具無償貸出し支援に関する協定書を交わすこととなりました。

協定業者 株式会社 アグリステージ のうき屋  
代表取締役社長 中山 張男

時 期 平成22年6月1日から支援開始予定。

## 町長記者会見事項報告書

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 課名    | 産業課                       |
| 会見事項名 | ・新規就農者等に対する農機具無償貸出し支援について |

# 平成22年6月1日～スタート!

## 新規就農者等への農機具無償貸出し支援について

町内における農業の担い手の高齢化や農業を取り巻く環境の変化に伴い、新たな担い手の確保が重要であることから、このたび、下記業者のご協力により、これから農業をはじめたいという方などへの農機具無償貸出し支援を実施いたします。「協力業者：株式会社 アグリステージ のうき屋(明和町大字佐田)」

無償貸出し支援の対象者とは・・・次の要件に全て該当する者



町内に住所を有する者

認定就農者である者

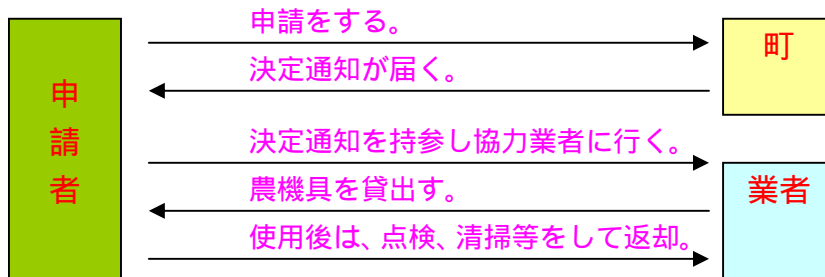
(認定就農者とは「青年等の就農促進のための資金貸付け等に関する特別措置法(平成7年2月15日法律第2号)の第4条」の認定を受けている者をいう。)

農機具使用に必要な免許等を有する者で安全かつ適切に操作できる者

に該当し、 に該当していなくとも、必要に応じ、農機具無償貸出しすることができますので、一度、ご相談ください。

無償貸出しできる農機具・・・トラクター、田植え機、管理機、草刈機など  
協力業者の在庫状況により変動します。

貸出しから返却までの流れ



詳しくは、明和町産業課52-7118までお問い合わせください。